

上野事務所ニュース

令和5年1月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

今年予定されていること

今年予定されている主な変更は、以下のとおりです。

【保険料率の変更】

- ・健康保険料率の変更（3月）
- ・介護保険料率の変更（3月）
- *それぞれの料率は未定です。
- ・厚生年金保険料率の変更はありません。
- ・雇用保険料率の変更（4月）

	本人負担分	会社負担分	合計
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

【国民年金保険料の変更】

- ・国民年金の月額保険料の変更（4月）
（16,520円）

【労働基準法の改正】

- ・月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%に引き上げ(4月)

【新型コロナウイルス感染症関連】

- ・雇用調整助成金の特例措置、小学校休業等対応助成金は3月31日まで継続が予定されています。

*緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、3月31日で終了予定です。

年金事務所による調査について

年金事務所では、社会保険に加入している事業所を対象に定期的に調査を行っています。

この調査は、手続きが正しく行われているか、他に社会保険の加入手続きが必要な人がいないか、などを確認するものです。原則は、事業主に対して年金事務所

へ来所するように通知されますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、出勤簿や賃金台帳などの書類を年金事務所へ郵送する調査も行われています。

年金事務所の担当者は、事業所から郵送された書類をもとに、次の事項について調査しています。

- ①資格取得の時期が適切か
 - ・出勤簿やタイムカードで出勤が記録され始めた日と、資格取得日が同じか。
- ②届出書類に記載されている金額と賃金台帳の金額に間違いがないか
 - ・届出書類に記載された金額に含まれていない金額がないか。（通勤手当や残業代などが含まれた金額で届出されているか。）
 - ・資格取得時の給与額と賃金台帳の給与額に大きなズレがないか。
- ③賞与が正しく届出されているか
 - ・賞与が支給されている場合、正しい金額で届出されているか。
 - ・賃金台帳で賞与として記載されているもの以外に、賞与性のものまたは定期的でなくとも一時的に支給されているものがないか。
- ④月額変更届が正しく届出されているか
 - ・昇給などで固定的賃金に変動があり、随時改定に該当する場合、月額変更届が届出されているか。
- ⑤社会保険に加入していない人の勤務状況
 - ・パートやアルバイトの出勤日数や労働時間が社会保険加入の要件を超えていないか。

調査の結果、過去の届出内容に訂正が必要な場合には、年金事務所より郵送で

結果が連絡されます。また、社会保険未加入者や賞与の届出漏れについては、早急に届出するように指摘されます。

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援事業について

千葉県では、物価高騰等の影響を受ける中小貨物自動車運送事業者に対して、支援金を給付

しています。支援金の概要は以下のとおりです。

【対象事業者】

千葉県内に営業所を有する中小貨物運送事業者

【対象車両】

千葉県内ナンバーの貨物自動車運送事業用の自動車

【給付額】

◆一般貨物自動車運送事業に係る事業用自動車

⇒1台あたり 23,000 円

◆特定貨物自動車運送事業に係る事業用自動車

⇒1台あたり 23,000 円

◆貨物軽自動車運送事業に係る事業用自動車

⇒1台あたり 8,000 円

申請はオンラインまたは郵送で受け付けています。申請期限は、令和5年2月17日（金）までです。詳細は下記の専用ポータルサイトをご確認ください。

<https://jimukyoku.site/chiba/kamotsuunsoshien/>

60歳以上の退職後継続再雇用の社会保険について

60歳以上の厚生年金保険・健康保険被保険者が定年等により退職し、1日も空くことなく同じ会社に

再雇用され、給与支給額が変わる場合（下記事例を参照ください。）には、同日付けで被保険者資格の喪失及び取得ができ、保険料を再雇用後の給与に応じた額に変更することができます。

- ・定年後の身分変更に伴って給与額が下がる場合

- ・60歳以降で雇用契約期間を更新する際に賃金が変わる場合
- ・60歳以降で役員を退任し、その後労働者への身分変更により給与額が変わる場合、または再就任により報酬が変わる場合

また、在職老齢年金を受けている方は支給停止額が再計算され、年金額が改定されます。

なお、継続再雇用日の同月に賞与が支払われているときの社会保険料の取扱いですが、資格喪失日前に賞与が支給された場合には、保険料は徴収せず、継続再雇用による資格取得日以後に賞与が支給された場合は、保険料を徴収することになっています。

但し、資格喪失日前に支給された賞与であっても、被保険者期間中に支払われた賞与については健康保険での年度の累計額の対象となっているため、賞与支払届の提出が必要です。

Q&A なぜなにどうして？

Q: 今年の4月から、男性労働者の育児休業取得率等の公表が始まると聞きました。どのように公表するのですか？

A: 令和5年4月1日以降、常時雇用する労働者が1,000人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得率または育児休業等と育児目的休暇の取得率を年1回公表することが義務付けられます。自社のホームページや厚生労働省が運営している「両立支援のひろば」で公表します。

女性活躍推進法では、常時雇用する労働者が301人以上の企業の事業主に対して公表が義務付けられている項目に「男女の賃金の差異」が追加されました。初回の「男女の賃金の差異」の情報公表は、令和4年7月8日以降に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表しなければならないこととされています。

